

15. 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援

(1) 困難な問題を抱える女性への支援の概要

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など時代とともに複雑化、多様化、複合化しており、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた包括的な支援が求められている。また、女性の福祉や人権擁護、男女平等や孤独・孤立対策など、新たな視点による支援の強化も課題となっている。

このため、国は令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）を制定し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めている。

(2) DV被害者支援の概要

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、女性が被害者になることが多いため、男女共同参画社会を形成していくうえで解決しなければならない重要な課題である。

DVは、配偶者や恋人等のごく親密な関係にある相手からの暴力であるため、家庭内など、外部の目が届きにくい場所で行われることが多く、周囲が気付いても「家庭の問題」「他人が口出しすることではない」と見過ごされ、潜在化しやすいという特徴がある。

また、様々な種類の暴力が重複して加えられるケースがあり、暴力の程度や頻度がエスカレートし、長期化していくことで、被害が深刻化しやすいという特徴もある。

このため、国は平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、その後、数度の改正を経て、DVの対象行為や相手方、保護命令制度の対象が拡充されるなど、被害者保護に向けた取組が進められている。

(3) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画

県では、DV防止法に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針となるDV被害者支援計画を平成18年度に策定した。同計画には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項を定めており、女性相談支援センターを被害者支援などDV対策の中心に位置付け、市町村や民間支援団体などの関係機関との連携のもと、配偶者からの暴力の防止や被害者の早期発見、保護から自立に向けた切れ目のない支援に取り組んでいる。

女性支援新法施行にあわせ、令和5年度に同計画を同法に基づく都道府県基本計画と一本化した「困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画」に改定、令和6年度からは、困難な問題を抱える女性とDV被害者への支援を一体的に推進している。

(4) 女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）

女性相談支援センターは、様々な悩みを抱える女性からの相談への対応を行っている。

また、配偶者暴力相談支援センターとして、DVの防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行っている。

(DV防止法第3条第3項)	
一	被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二	被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
三	被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
四	被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五	保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六	被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

●センターの位置づけ

- ・女性支援新法（令和4年公布）に基づく女性相談支援センター
- ・DV防止法（平成13年公布）に基づく配偶者暴力相談支援センター
- ・ストーカー規制法（平成12年公布）に基づく支援関係機関（平成25年10月に位置づけ）
- ・女性相談支援センター及び女性自立支援施設設置条例(昭和32年3月30日条例第18号)

【相談実績等】

ア 相談事業

(ア) 相談件数

(単位：件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
4	83	97	84	90	96	106	99	94	92	93	103	84	1,121
5	77	87	101	108	91	98	96	69	69	89	86	91	1,062
6	83	69	72	92	105	96	125	103	98	93	94	93	1,123

(イ) 相談概要

① 受付状況

(単位：件、%)

年度	区分	総数	内 訳			
			来所相談	電話相談	出張相談	その他
4	件数	1,121	224	876	6	15
	構成比	100	20.0	78.2	0.5	1.3
5	件数	1,062	240	779	16	27
	構成比	100	22.6	73.4	1.5	2.5
6	件数	1,123	232	860	24	7
	構成比	100	20.7	76.6	2.1	0.6

② 年齢別

(単位：件、%)

年度	区分	総数	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明
4	件数	1,121	5	4	92	138	182	136	267	297
	構成比	100	0.5	0.4	8.2	12.3	16.2	12.1	23.8	26.5
5	件数	1,062	1	3	133	143	204	153	224	201
	構成比	100	0.1	0.3	12.5	13.5	19.2	14.4	21.1	18.9
6	件数	1,123	4	2	125	161	240	161	229	201
	構成比	100	0.4	0.2	11.1	14.3	21.4	14.3	20.4	17.9

③ 主訴別

(単位：件、%)

年度	主訴 総数	夫 等		子 ども		親・親族		家庭 不和	帰宅先 なし	生活困 窮等経 済問題	病気等 医療問 題	恋人か らの暴 力	その他	(再掲) 暴力に 関する 相談	
		夫等か らの暴 力	離婚問 題等そ の他	子ども からの 暴力	養育不 能等そ の他	親・親 族から の暴力	親族等 その他								
4	件数	1,121	347	197	11	59	23	71	33	6	43	158	11	162	401
	構成比	100	31.0	17.6	1.0	5.3	2.1	6.3	2.9	0.5	3.8	14.1	1.0	14.4	35.8
5	件数	1,062	343	193	1	79	21	80	2	1	43	155	39	105	404
	構成比	100	32.3	18.2	0.1	7.4	2.0	7.5	0.2	0.1	4.0	14.6	3.7	9.9	38.0
6	件数	1,123	353	190	5	60	25	55	21	2	38	177	32	165	415
	構成比	100	31.4	16.9	0.4	5.3	2.2	4.9	1.9	0.2	3.4	15.8	2.9	14.7	37.0

④ 経路別

(単位：件、%)

年度	主訴		本人 自身	警察 関係	法務 関係	他県の 婦人相 談所	福祉 事務所	他の相 談機関	社会福 祉施設 等	医療 機関	教育 機関	縁故者・ 知人	市町村	その他
	総数	件数												
4	件数	1,121	1,099	4	1	0	0	2	0	0	0	7	6	2
	構成比	100	98.0	0.4	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.6	0.5	0.2
5	件数	1,062	1,003	16	2	0	0	10	0	0	9	7	11	4
	構成比	100	94.4	1.5	0.2	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.9	0.7	1.0	0.4
6	件数	1,123	1,085	8	2	0	0	0	2	0	0	13	11	2
	構成比	100	96.6	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	1.1	1.0	0.2

(ウ) DVに関する相談

① 相談件数 (単位：件)

年度	件数
4	347
5	343
6	353

② 年齢別

(単位：件、%)

年度	年齢		18歳 未満	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60歳 以上	不明
	件数	構成比								
4	件数	347	0	0	39	81	94	53	40	40
	構成比	100	0.0	0.0	11.2	23.4	27.1	15.3	11.5	11.5
5	件数	343	0	0	47	81	106	51	29	29
	構成比	100	0.0	0.0	13.7	23.6	30.9	14.8	8.5	8.5
6	件数	353	0	0	37	89	121	44	35	27
	構成比	100	0.0	0.0	10.5	25.2	34.3	12.5	9.9	7.6

③ 地域別

(単位：件、%)

年度	地域別		高知市	高知市外	県外	不明
	総数	件数				
4	件数	347	206	113	7	21
	構成比	100	59.4	32.6	2.0	6.0
5	件数	343	219	95	11	18
	構成比	100	63.9	27.7	3.2	5.2
6	件数	353	231	102	5	15
	構成比	100	65.4	28.9	1.4	4.3

イ 一時保護事業

① 入所者数(同伴者除く) (人)

年度	DVによる入所	DV以外による入所
4	17	5
5	19	6
6	18	7

② 年齢別 (単位：人)

年度	区分	要保護 女子等	20歳 未満	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60歳 以上
4	全 体	22	2	2	7	3	0	8
	うちDV	17	1	2	7	3	0	4
5	全 体	25	1	8	11	4	0	1
	うちDV	19	0	5	10	4	0	0
6	全 体	25	0	11	7	4	0	3
	うちDV	18	0	6	7	3	0	2

③ 理由別 (単位：人、%)

年度	理由別 件数	理由別											
		夫等から の暴力	夫 その他	子どもか らの暴力	親からの 暴力	恋人から の暴力	その他の 者からの 暴力	家庭 不和	帰住先 なし	経済 問題	医療 問題	その他	
4	人数	22	17	0	2	0	0	2	0	1	0	0	0
	構成比	100	77.3	0.0	9.1	0.0	0.0	9.1	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0
5	人数	25	19	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0
	構成比	100	76.0	0.0	4.0	0.0	12.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6	人数	25	18	0	0	1	1	1	0	4	0	0	0
	構成比	100	72.0	0.0	0.0	4.0	4.0	4.0	0.0	16.0	0.0	0.0	0.0

④ 経路別 (単位：人、%)

年度	経路 総数	経路												
		本人 自身	警察 関係	法務 関係	他県の 婦人相 談所	福祉 事務所	他の相 談機関	福祉 施設等	医療 機関	労働 関係	縁故者・ 知人	市町村	その他	
4	人数	22	3	10	0	0	1	1	0	2	0	0	3	2
	構成比	100	13.6	45.6	0.0	0.0	4.5	4.5	0.0	9.1	0.0	0.0	13.6	9.1
5	人数	25	5	13	0	0	0	2	0	0	0	0	3	2
	構成比	100	20.0	52.0	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	8.0
6	人数	25	9	13	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	構成比	100	36.0	52.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	0.0

⑤ 同伴児・者の状況

(単位：件、%)

年度	区 分	人数	内 訳				
			乳児	幼児	小学生	中学生	その他
3	全 体	13	2	4	6	1	0
	うちDV	13	2	4	6	1	0
4	全 体	17	2	7	8	0	0
	うちDV	17	2	7	3	0	4
5	全 体	32	5	11	11	3	2
	うちDV	31	5	11	11	3	1
6	全 体	17	4	8	1	2	2
	うちDV	16	4	7	1	2	2

⑥ 地域別

(単位：件、%)

年度	地域別		高知市	高知市外	県外
	総数				
3	件数	13	10	9	2
	構成比	100	47.6	42.9	9.4
4	件数	22	10	11	1
	構成比	100	45.5	50.0	4.5
5	件数	25	17	8	0
	構成比	100	68.0	32.0	0.0
6	件数	25	18	6	1
	構成比	100	72.0	24.0	4.0